

社会福祉法人恵熊会 役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人恵熊会（以下「当法人」という）役員及び評議員の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬（以下、「報酬」という。但し、交通費含む）を支給する。

2 常勤役員については報酬を支給し、非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する事とする

(常勤役員及び非常勤役員等の報酬の算定方法)

第 3 条 常勤役員及び非常勤役員等の報酬の額は、別表 1 に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬の支給時期は当月 25 日に本人の預金口座に振り込む。ただし、その日が休日の場合は、その前日とする。

2 非常勤役員等（理事長及び業務執行理事を除く）に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

(費用弁償)

第 6 条 役員及び評議員が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

(旅行命令)

第 7 条 役員及び評議員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(退職金)

第 8 条 役員の退職金に関しては、別に定める。

付則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規定の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規定の変更は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。